

もくじ

インターネット選挙運動	2
制度改正	3
むらまち情報〈南山城村〉	4
むらまち情報〈笠置町〉	6
むらまち情報〈和束町〉	8
きょういく	10
地域情報	15

広報

# れんげい



第88号  
2013.7

## これからの南山城村を築く 未来の村長や副村長たち



南山城小学校の2年生が校外学習のため、役場を訪れました。

役場の仕事について職員に質問した後、庁舎内を見学しました。

村長室では南山城村の航空写真を見せてもらい興味津々。「ここはどこ?」「僕の家は?」と口々に質問しました。

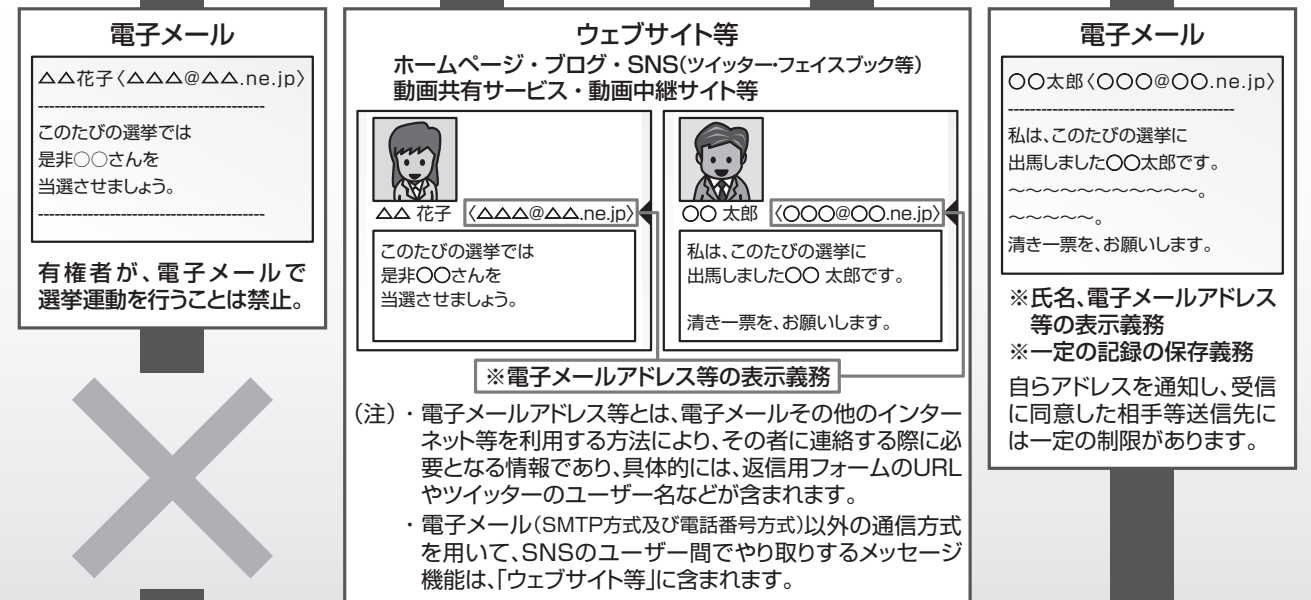
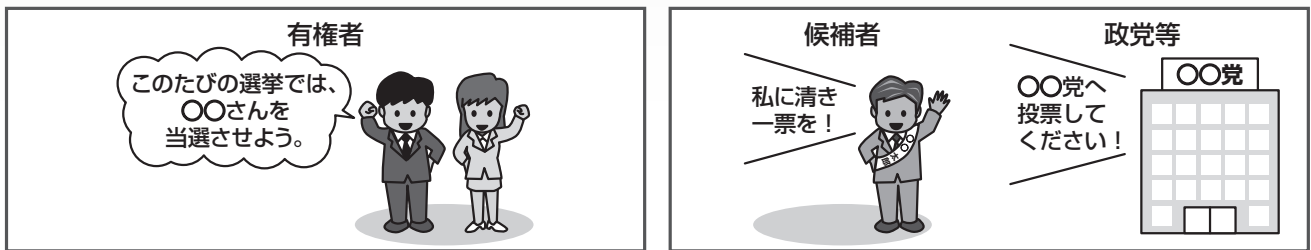


## 次の国政選挙から、インターネットを使った選挙運動が、出来るようになります。

(注)公職選挙法改正法施行日(平成25年5月26日)以後初めて公示される国政選挙(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙)の公示日以降に、公示・告示される国政選挙及び地方選挙について適用されます。

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。

(注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。  
 ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。  
 ・未成年者等は選挙運動をすることができません。



※本資料は概要であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)

総務省

## これらの禁止行為は処罰の対象となります！

### ● 選挙運動の方法等に関する規制（例）

- ▶ 有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！
- ▶ 未成年の選挙運動は禁止されています！
- ▶ HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！
- ▶ 選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！



### ● 誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰（例）

- ▶ 候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！
- ▶ 氏名等を偽って通信してはいけません！
- ▶ 悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！
- ▶ 候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！



## ひとり親家庭医療制度改正について（平成25年8月1日診療分から）

### ① 母子家庭医療費助成制度から「ひとり親家庭医療費助成制度」に変わります。

- このたびの京都府の制度改正により、父子家庭へも助成対象範囲が拡大され、名称も、「母子医療費助成制度」から「ひとり親家庭医療費助成制度」へと変更されます。

〔 8月1日より対象者の拡大となり、その対象者は、配偶者のいない、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父または母及び児童で、下記の所得基準額以下の人となります。 〕

### ② 従来の母子医療費助成制度の認定に係る所得制限額が変更となります。

- 従来の母子医療を受給されている方へも認定に係る所得制限額が変更となります。
- 京都府の制度改正により、平成25年8月1日より所得制限額が現行の児童扶養手当扶養者の所得制限額（右記）に改められました。
- 現在、受給者として認定している方でも、所得基準額（右記）を超える場合は、医療費助成の対象とならなくなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

扶養親族等の数	所得基準額
0人	2,360,000円未満
1人	2,740,000円未満
2人	3,120,000円未満
3人	3,500,000円未満
4人	3,880,000円未満
5人	4,260,000円未満

福祉医療についてのお問い合わせは、各町村役場、福祉医療担当課までご連絡ください。

# 福祉医療助成制度について

## ●老人医療

65歳から69歳の方で、後期高齢者医療制度に加入されていない方で、本人・配偶者・扶養義務者が所得制限などの基準を満たしている方が対象となります（65歳以上の方がすべて受給となるわけではございません）。

受給となる方には、村より申請書等通知を送付させていただきますので、必ず申請を行ってください。受給者となられた場合、受給者証が交付され、医療費の自己負担（保険適用分）は1割または3割となります（世帯の収入等により判定されます）。

※受給者以外の方で、世帯員の異動等で受給者となられる場合がありますので、申請していただく必要があります（お問い合わせいただいても結構です）。

受給者の方が京都府内で医療機関等に受診された場合、保険証と受給者証を提示することで助成を受けることができます。京都府外で受診等された場合は、一旦、通常の一部負担金をお支払いいただき、領収書を添え申請をいただくことにより助成金の給付を受けることができます。

## ●重度心身障害者（児）医療（京都府制度）

後期高齢者医療制度に加入されていない方で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳をお持ちの方でIQ35以下の判定の受けた方、身体障害者手帳3級を所持し、かつ療育手帳お持ちでIQ50以下の判定を受けた方について、本人や扶養義務者などの所得が基準を満たす方については医療費の助成を受けることができます。受給者となられた場合、受給者証が交付され、医療費の自己負担（保険適用分）は全額助成されます。

受給者の方が京都府内で医療機関等に受診された場合、保険証と受給者証を提示することで助成を受けることができます。京都府外で受診等された場合は、一旦、通常の一部負担金をお支払いいただき、領収書を添え申請をいただくことにより助成金の給付を受けることができます。

## ●ひとり親家庭医療

これまで、母子家庭医療（京都府制度）、父子家庭医療（父子家庭の子のみ；村単独制度）とされてきましたが、このたび、ひとり親家庭医療（京都府制度）になりました。ひとり家庭の親が扶養する満18歳に達する以降の最初の3月31日までの間にある子とその親等で、本人または扶養義務者の所得制限などの基準を満たす方が対象となります。受給者となられた場合、受給者証が交付され、医療費の自己負担（保険適用分）は全額助成されます。

受給者の方が京都府内で医療機関等に受診された場合、保険証と受給者証を提示することで助成を受けることができます。京都府外で受診等された場合は、一旦、通常の一部負担金をお支払いいただき、領収書を添え申請をいただくことにより助成金の給付を受けることができます。

## ●重度心身障害老人健康管理事業

後期高齢者医療制度に加入されている方で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳をお持ちの方でIQ35以下の判定の受けた方、身体障害者手帳3級を所持し、かつ療育手帳お持ちでIQ50以下の判定を受けた方について、本人や扶養義務者などの所得が基準を満たす方については医療費の助成を受けることができます。該当された場合、シールが交付され、医療費の自己負担（保険適用分）は全額助成されます。

受給者の方が京都府内で医療機関等に受診された場合、保険証とシールを提示することで助成を受けることができます。京都府外で受診等された場合は、一旦、通常の一部負担金をお支払いいただき、領収書を添え申請をいただくことにより助成金の給付を受けることができます。

## 国民健康保険高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証・福祉医療受給者証の更新を行います

現在受給されている、国民健康保険高齢受給者証、後期高齢者被保険者証、老人医療・重度心身障害者(児)医療、ひとり親家庭医療・重度心身障害老人健康管理事業の各受給証の有効期限が7月31日までとなっており、毎年更新されます。

現在受給中の方であっても、世帯構成が変わった場合や本人または扶養義務者の収入の状況が大きく変わった場合などは停止となる場合がありますのでご了承下さい。

更新につきましては、受給対象となられる方に日程・ご持参いただくものを、後日、個別に通知を発送させていただきますので、更新日に会場まで来ていただきますようお願いいたします。(ご都合のつかない方は下記までご連絡ください。)

お問い合わせは、南山城村役場 保健福祉課 電話 0743-93-0104まで

### 固 定資産評価審査委員に森本伸一氏(再任)が選任されました。

6月定例議会において、森本伸一氏(田山)が、固定資産評価審査委員として選任同意されました。任期は平成25年7月2日から平成28年7月1日です。



### 人権教育研修会 ～みんなで守ろう みんなの人権～

8月は「人権強調月間」です。この人権強調月間に今一度、家庭や学校、職場において、人権について考えていただく機会として研修会を開きます。申込みは不要ですので、どなたでもお気軽にご参加ください。

- 日 時 8月2日(金) 午前10時～正午
- 場 所 南山城村文化会館(やまなみホール)
- 内 容 講演:「こころをみつめる ～今より豊かに生きるために～」  
講師:川村 妙慶(毎日文化センター「心の講座」講師)
- 主 催 南山城村・相楽東部広域連合教育委員会(この事業はやまなみ大学との共催となっています)
- 問合せ 総務課 TEL 93-0102



## やまなみグリーン管弦楽団 第28回 定期演奏会



これまで、定期演奏会やロビーコンサートを始め、成人式や合唱団との共演など、村内外でのイベントに積極的に参加してきた「やまなみグリーン管弦楽団」による28回目の定期演奏会が8月11日に開催されます。今回の定期演奏会では、皆様がよくご存知のベートーヴェン作曲『運命』の他、ワーグナー作曲『ジークフリート牧歌』、モーツァルト作曲『交響曲第39番』の3曲をお届けします。

**日 時** 平成25年8月11日(日) 14:30～

**場 所** 南山城村文化会館 やまなみホール

**入場料** 1,000円(小学生以下無料)

主 催: やまなみグリーン管弦楽団

問合せ: やまなみホール

TEL 0743-93-0560 FAX 0743-93-0596

### Program

- ◆ワーグナー : ジークフリート牧歌
- ◆モーツァルト : 交響曲第39番変ホ長調
- ◆ベートーヴェン : 交響曲第5番ハ短調『運命』